

指定特定施設入居者生活介護 「養護老人ホーム角館寿楽荘」 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けております。

特定施設入居者生活介護 養護老人ホーム角館寿楽荘（秋田県指定 第 0571224435 号）

当事業所は、ご契約者に対して指定特定施設入居者生活介護を提供いたします。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを下記のとおり説明いたします。

1. 事業者

- (ア) 法人名 社会福祉法人 仙北市社会福祉協議会
- (イ) 法人所在地 秋田県仙北市角館町小勝田間野 54 番地 5
- (ウ) 電話番号 0187-52-1624
- (エ) 代表者名 会長 佐藤 一
- (オ) 設立年月日 平成 17 年 9 月 20 日

2. 事業所の概要

- (ア) 事業所の種類 指定特定施設入居者生活介護
- (イ) 事業所の名称 養護老人ホーム角館寿楽荘
- (ウ) 事業所の所在地及び電話番号
秋田県仙北市角館町白岩上西野 87 - 13
0187-53-2870
- (エ) 管理者氏名 佐藤 真紀子

3. 事業の目的及び運営の方針

(ア) 事業目的

要介護状態利用者（以下「利用者」という）に対し適切な特定施設入居者生活介護を提供することを目的とします。

(イ) 運営方針

- ① 施設の職員は、特定施設サービス計画に基づき、利用者が当該施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行います。
- ② 安定かつ継続的な事業運営に努めます。
- ③ 特定施設入居者生活介護の提供にあたっては、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 施設の概要

(ア) 竣工 平成 26 年 1 月 31 日

(イ) 定員 75 名 (養護 45 名 特定施設入居者生活介護 30 名)

(ウ) 建物 施設 鉄骨 2 階建て (準耐火構造) 3,571.84 m² ※ 1 階一部分特定施設

(エ) 主な居室棟設備

番号	設備	室数	面積 (m ²)	備考
1	居室 (洋室)	30	439.12	一部屋 18.04 m ²
2	医務室 静養室	1	22.88	養護施設兼用
3	機能訓練室 1 兼談話室	1	21.15	
4	機能訓練室 2 兼談話室	1	41.70	養護施設兼用
5	支援員室 1	1	35.20	〃
6	機械浴室	1	18.62	介護用特殊浴槽
7	脱衣室 2	1	8.99	
8	車イス用トイレ	5	28.08	トイレ 1・2・3・4・脱衣所
9	トイレ	3	16.03	男子・女子トイレ、トイレ 5
10	洗濯室	1	10.12	北棟
11	洗濯乾燥室	1	20.66	南棟
12	乾燥場	1	8.08	北棟
13	洗面	3	31.37	南棟・中央棟・北棟
14	食堂兼集会室	1	120.66	養護施設兼用
15	霊安室	1	9.36	〃

5. 職員体制 (主たる職員)

(ア) 管理者 1 名 (常勤兼務)

(イ) 生活相談員 1 名 (常勤兼務)

(ウ) 計画作成担当者 (介護支援専門員) 1 名 (常勤専従)

(エ) 介護職員 10 名以上 (常勤兼務)

(オ) 看護職員 1 名 (常勤兼務)

(カ) 機能訓練指導員 1 名 (常勤兼務)

(キ) 事務員 1 名 (常勤兼務)

6. 職員の勤務体制

(ア) 管理者：正規の勤務時間帯 (8:30~17:15) 常勤で勤務

(イ) 生活相談員及び計画作成担当者：正規の勤務時間帯 (8:30~17:15) 常勤で勤務

(ウ) 看護職員：正規の勤務時間帯 (8:30~17:15) 夜間については交替で自宅待機を行い、緊急時に備えるオンコール体制を取っております。

(エ) 介護職員：早番 07:00~15:45

日勤 08:30～17:15

遅番 10:00～18:45

夜勤 16:00～09:00

7. 特定施設入居者生活介護サービスの内容

(1) 基本サービス

① 特定施設サービス計画の作成

利用者について、解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で特定施設入居者生活介護サービスに係る目標及びその達成時期、サービス内容、サービス提供する上での留意点を盛り込んだ特定施設サービス計画を作成します。

② 利用者の安否確認

施設の職員により、利用者の日常の心身の状況、生活状況を常に気配りいたします。

③ 生活相談等

生活相談員をはじめ介護職員等が、日常生活に関することなどのご相談に応じます。

(2) サービスの提供

特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練、養護、その他日常生活上の支援について、サービスを提供します。

(3) 設備の使用、手続き及び介護サービス等

設備の使用、手続き及び介護サービス等については、入居に関する契約書の規程によるところとしますが、以下の事項についてもご参照ください。

① 居室

(ア) 利用者は、原則として入所時に指定された居室を利用するものとします。ただし、適切に介護サービスを受けることが困難な場合であって、次の各号に定める場合には、事業所に利用していない居室がある場合に限り、利用者の希望により居室を移動できる場合があります。

1. 日照、彩光等の環境が、より適切なサービス提供をする合理的な理由があるとき。
2. 現に利用している居室の設備等が、より適切なサービス提供をするうえで著しい支障があるとき。
3. より適切なサービス提供をするうえで、他の利用者との関係が日常生活を送る上で著しい支障があるとき。
4. その他、すでに利用している居室がより適切なサービス提供をするため、利用者の日常生活上において著しい支障があるとき。

(イ) 施設管理者は、特定施設サービス提供に著しい支障があると認める場合、利用者の同意を得て居室を移動させることができます。

(ウ) 居室の移動を希望する利用者は、その理由を職員に申し出てください。施設は、申し出を受けた時にはその適否を利用者に通知します。

(エ) 施設が利用者の居室を移動させる場合は、利用者の同意を得ます。

(オ) 居室移動した利用者は、移動する前に使用していた個室を入居前の現状に復してください。また、その費用は利用者の負担とします。

② 食 事

朝食 7：30～

昼食 12：00～

夕食 18：00～

- ・ 食事は栄養士が利用者の病態、摂取状況等に合わせて献立を作成し、調理員に調理させます。
- ・ 医師の指示による食事提供を行うことがあります。
- ・ 食事介助は、原則として特定施設サービス計画に沿って対応します。

③ 入 浴

入浴介助は原則として特定施設サービス計画に沿って対応します。

④ その他の介護

その他、日常生活上の更衣、排泄、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付添い等の介護は、原則として特定施設サービス計画に沿って対応します。

⑤ 機能訓練

日常生活動作の維持または向上を日頃の生活の中で実施しますが、必要に応じて特定施設サービス計画に沿って機能訓練指導員が対応します。

⑥ 健康管理

利用開始後、健康状態を把握するため、嘱託医からの診察が受けられます。また定期的に嘱託医による診察や健康相談サービスを受けることができます。その他、歯科診療も受けられます。

(4) その他のサービス

① 理 容

施設内での利用の機会を設けておりますので、ご希望の方はお申し出ください。ただし、実費負担となります。

② 所持品の管理

持込みできる荷物は、原則的に居室の収納スペースとなります。なお、貴重品については施設の金庫でお預かりすることになります。

③ レクリエーション

年間を通じて利用者の交流会等の事業を行います。事業によっては別途参加費がかかるものもあります。

④ 買 物

月2回、日常生活品の購入代行と移動コンビニ、衣類移動販売のご利用が可能です。ご希望の方は実費負担でご利用いただけます。

⑤ 金銭管理

管理を依頼された場合は、「養護老人ホーム角館寿楽荘預り金取り扱い規程」に則り管理させていただきます。

8. 料 金

(1) 介護保険が適用される基本料金

	要介護度	単位	利用料	利用者一割負担	利用者二割負担	備考
基本部分	介護度 1	1 日	5,380	538	1,076	
	介護度 2	1 日	6,040	604	1,208	
	介護度 3	1 日	6,714	674	1,348	
	介護度 4	1 日	7,358	738	1,476	
	介護度 5	1 日	8,070	807	1,614	
加算部分	個別機能訓練体制加算	1 日	120	12	24	専従の機能訓練指導員を配置し、心身機能の維持を促進します。
	夜間看護体制加算	1 日	100	10	20	24 時間連絡できる体制をとっています。
	サービス提供体制強化加算 I	1 日	220	22	44	介護職員総数のうち、介護福祉士資格保有者が 70%以上、勤続年数 10 年以上の職員が 25%となっています。
	医療機関連携加算	1 ヶ月	800	80	160	入所者の主治医に対して健康状態を月 1 回以上情報提供します。
	介護職員等ベースアップ等支援加算	1 ヶ月	1 ヶ月の介護報酬の総単位数に 1.5%を乗じた額			介護サービス費加算に対して一律 1.5%が上乘せられます。

介護職員 処遇改善加算 I	1ヶ月	1ヶ月の介護報酬の総単位数に8.2% を乗じた額	介護サービス費加算に対して一律8.2%が上乗せされます。
特定処遇改善加算 I	1ヶ月	1ヶ月の介護報酬の総単位数に1.8% を乗じた額	介護サービス費加算に対して一律1.8%が上乗せされます。

※医療連携加算は、看護職員が利用者ごとに健康状態を継続的に記録するとともに、協力医療機関又は当該利用者の主治医に対して、看護職員が該当利用者の健康状況について月1回以上情報を提供した場合に限る。

(2) その他自己負担となるもの（保険対象外の費用）

①特別な介護費用（本人が希望するおむつ代等）

②その他の実費

・理美容代 ・医療費 ・生活雑貨、消耗品 ・各種税金等

(3) 支払方法

利用料は、当月請求分を毎月翌月末日までに利用者名義の口座からお支払いいただきます。

9. 個人情報取扱と身体拘束について

(1) 個人情報の使用に係る説明

養護老人ホーム角館寿楽荘は、契約者および身元引受人、もしくは家族の個人情報を下記の利用目的の必要最低限の範囲内で使用または、提供を行います。

①利用期間

介護サービス提供に必要な期間および契約期間に準ずる

②利用目的

1.介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため

2.利用者に係る介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービス提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため

3.利用者の状態報告及び緊急連絡先など、主に医療機関を利用する際必要な情報提供

4.行政が行う実地指導及び監査時に求められた場合

5.その他サービス提供で必要な場合

6.上記各項目に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

③使用条件

個人情報の提供は必要最低限とし、上記各項目以外決して使用しない。また、入所者と契約締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。

(2) 緊急やむを得ない身体拘束に関する説明

養護老人ホーム角館寿楽荘において、下記の項目すべてに該当していると判断した場合緊急

やむを得ず必要最低限の身体拘束を行う場合があります。

1) 緊急やむを得ず身体拘束を行うとした項目

- ①利用者本人または他の利用者及び入所者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- ②身体拘束その他の行動制限を行う以外に、代替する看護・介護方法がない場合
- ③身体拘束その他の行動制限が一時的である場合

2) 身体拘束の方法および期間

身体拘束を早期解除することを目標に検討会議を随時開催することを約束いたします。

3) ご家族様への報告について

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、直ちにご家族様（身元引受人）に身体拘束が必要である状態に陥った経緯と現状の報告を行います。

- ①身体拘束が必要な理由
- ② 身体拘束の方法（場所、部位および使用物品等）
 - 1.身体拘束を行う時間帯及び時間等
 - 2.やむを得ず身体拘束を実施した時点での利用者の精神状態及び、身体状況等
- ③身体拘束開始時間及び身体拘束解除予定日時

4) その他

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書を提示し、同意を得たうえで実施します。

10. 相談及び苦情受付体制

当事業所への受け付けは、口頭及びお電話でも受け付けております。ご契約者及びその家族等のご要望にも応えられるように迅速に対応いたします。

☆相談及び苦情受付窓口

主任生活相談員 藤原 千恵子 電話番号 0187-53-2870

イ) 行政その他の相談及び苦情受付機関

受付窓口	所在地			
大曲仙北広域 市町村圏組合 介護保険事務所	大仙市高梨字田茂木 10 番地			
	電話番号	0187-86-3910	F A X	0187-86-3914
	受付時間	平日 8:30	～	17:00
秋田県国民健康保険 団体連合会	秋田市山王 4 丁目 2 - 3 市町村会館 4 階			
	電話番号	018-883-1550	F A X	018-883-1551
	受付時間	平日 9:00	～	17:00
秋田県福祉サービス 相談センター (運営適正化委員会)	秋田市旭北栄町 1-5 秋田県社会福祉会館内			
	電話番号	018-864-2726		
	受付時間	平日 9:00	～	17:00

ロ) 苦情解決第三者委員

氏 名	住 所	連絡先
進藤 敏夫	角館町水ノ目沢 14-1	0187-54-2069
中本 義範	田沢湖田沢字鑑畑 120	0187-42-2623
野中 秀人	西木町桧木内字大台野開 5	0187-48-2275

第三者委員は苦情を受け付ける他に、苦情解決を円滑にはかるための、双方への助言や話し合いの立会なども致します。

11. 緊急時の対応方法

利用者に容態の急変があった場合は、医師へ連絡する等必要な措置を講ずるほか、下記に定める緊急連絡先に連絡します。

氏名		続柄	
住所	〒		
電話番号			

12. 非常時の対策

- (ア) 非常時の対応：別途定める消防計画に沿って対応をいたします。
- (イ) 近隣との協力関係：白岩前郷自治会と災害時防災協定を締結し、非常時の相互の協力応援の体制を整えております。
- (ウ) 平常時の訓練等防災設備：別途定める消防計画に沿って昼間想定と夜間想定避難訓練を年各1回、入所者も参加して実施しております。

設備名称	有・無	設備名称	有・無
スプリンクラー	有	防火扉・シャッター	有
非常階段	有	屋内消火栓	有
自動火災報知機	有	非常通報装置	有
誘導灯	有	漏電火災報知器	有
ガス漏報知器	有	非常用電源	有
カーテン他防災性能品を使用			

- (エ) 消防計画等：消防署への届け出日 令和5年10月6日
防火管理者 阿部 留美

13. 秘密保持

事業所の従業者は、業務上知り得たご契約者及びご家族又は身元引受人等の情報並びに秘密を正当な理由がなく漏らしません。また秘密保持のために必要な措置を講じます。

14. 留意事項

「養護老人ホーム角館寿楽荘概要説明書」9項(1)～(8)と同じになります。

私は、特定施設入居者生活介護サービス提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明をさせていただきます。

説明日 令和 年 月 日

説明者

養護老人ホーム角館寿楽荘 特定施設入居者生活介護 相談員 印

私は、本書面に基づいて事業者からの重要事項の説明を受け、特定施設入居者生活介護サービスの提供開始に同意しました。

同意日 令和 年 月 日

入所者

住 所

氏 名 印

署名代行者

私は、本人に代わり、上記署名を行いました。私は、本人の同意の意思を確認しました。

住 所

氏 名 印

入所者の身元引受人

住 所

氏 名 印